

熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県間伐等森林整備促進対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）並びに関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化することを目的とする。

（事業の内容等）

第3条 事業内容、補助対象経費、補助率、事業実施主体及び採択基準等は、別表1のとおりとする。

- 2 林業専用道（規格相当）の本体工事に係る実行経費の算定は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準及び熊本県森林土木工事積算基準書に準じるものとする。
- 3 林業専用道（規格相当）の調査設計及び施工管理は、熊本県森林土木設計等業務共通仕様書及び熊本県森林土木工事共通仕様書等に準じるものとする。
- 4 林業専用道（規格相当）及び森林作業道整備（間伐材の生産の関連条件整

備活動等として行う場合を含む)の工事雑費及び事務雑費は、別添1のとおりとする。

- 5 この事業における人件費の算定方法は、別添2「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

(事業実概要書の提出)

第4条 事業実施主体は、事業計画概要書(別記第1号様式)を作成し、別表2に掲げる資料を添付のうえ、前年度の9月末日までに所管する広域本部(地域振興局)長(熊本市にあっては農林水産部長。以下「本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

- 第5条** 事業実施主体は、要項第3条に基づき事業実施計画承認申請書に事業実施計画書(別記第2号様式)を添えて、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 要項第5条に基づく事業実施計画の変更については、前項の規定を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条** 事業実施主体は、規則第3条及び要項第6条に基づく補助金の交付申請をするときは、本部長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 補助金の交付申請書の添付書類は、別表2のとおりとする。
 - 3 要項第8条の変更申請書に添付する書類は、第1項及び第2項を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(事業の着手等)

- 第7条** 事業実施主体は、原則として補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、着手したときは要項第11条に基づく工事着手報告書を、本部長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要項第9条に基づき補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を、本部長等を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、事業に着手した後、月ごとの進捗状況報告(別記第6号様式)を翌月5日までに本部長等に提出するものとする。
 - 4 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、本体工事に着手する

前に、着工協議書（別記第7号様式）に設計図書の写しと林業専用道チェックリスト（別記第7号様式の1）を添えて、本部長等に協議するものとする。

- 5 本部長等は、前項の協議があったときは、規格構造及び設計積算の内容を審査し、適正と認められるときは着工承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（完了届）

第8条 事業実施主体は、事業が完了したときは、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあつては、速やかに事業完了届（別記第22号様式）に次の各号の書類を添えて、本部長等に提出するものとする。

（1）事業完了総括表（別記第9号様式）

（2）事業精算書（別記第3号様式）

（3）着手前、完了後の写真

- 2 事業実施主体は、林業専用道（規格相当）整備を含む事業が完了したときは、要項第11条に基づく工事完成報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、本部長等に提出するものとする。

（1）事業完了総括表（別記第9号様式）

（2）事業精算書（別記第3号様式）

（3）林業専用道（規格相当）整備に係る最終実施設計書の写し

（4）林業専用道（規格相当）整備に係る契約書の写し

（5）着手前、完了後の写真

（県のしゅん工検査及び中間検査）

第9条 本部長等は、前条第1項の事業完了届出及び同条第2項の事業完成報告書又は中間検査依頼書（別記第10号様式）の提出があった場合には、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあつては熊本県造林事業等しゅん工検査要領に基づきしゅん工検査又は中間検査を行うものとする。

ただし、間伐材の生産に係る現地検査にあつては、同検査要領第5条第3項（1）に定める申請単位数に応じた検査団地の抽出を要さず、市町村ごとに10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出のうえ、行うものとする。

また、復命は次の各号に掲げる書類によるものとする。

（1）しゅん工（中間）検査復命書（別記第11号様式）

（2）しゅん工（中間）検査調書（別記第12号様式）

（3）しゅん工（中間）検査野帳（別記第13号様式）

（4）検査写真

- 2 本部長等は、林業専用道（規格相当）整備にあつては、熊本県補助工事等確認検査規程及び熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領に基づきしゅん工検査又は中間検査を行うものとする。
- 3 本部長等は、しゅん工検査又は中間検査が終了したときは、検査復命書及び検査調書の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 要項第13条の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類を添えて、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

（1）事業実績書（別記第14号様式）

（2）収支精算書（要項別記第4号様式）

- 2 本部長等は、前項の実績報告書の提出があつたときは、第8条第1項の2の事業精算書（別記第3号様式）を添えるものとする。

（補助金の前金払、概算払請求）

第11条 事業実施主体は、要項第15条に基づき補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書を、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

- 2 本部長等は、前項の補助金等概算払（又は前金払）請求書の提出があつたときは、内容を審査し、出来高調書（別記第15号様式。林務課長又は林務担当班長が内容を証明したもの。）を添えるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 要項第17条第1項の財産の処分を制限する期間は、事業の完了の翌年度の初日から起算して5年間とする。

（事業完了後の施設の管理）

第13条 事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に沿って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 施設の管理は、原則として事業実施主体が行う。ただし、事業実施主体が直接管理することが不適当な場合には、その施設の設置目的の達成に適した団体（以下「管理主体」という。）にこれを管理させることができる。また、事業実施主体が普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者を管理主体にできる。これらの場合、事業実施主体はその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

3 事業実施主体又は管理主体は、施設の状況を明確に管理するため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳を、次の各号により作成し、備えるものとする。

(1) 事業種目ごとに次に掲げる様式により作成するものとする。

ア 間伐材の生産(事業精算書(別記第3号様式の1及び4)と兼ねるものとする。)

イ 林業専用道(規格相当)(別記第16号様式)

ウ 関連条件整備活動及び路網整備の森林作業道については、熊本県森林作業道実施基準第8の1の(1)により作成する作業道台帳

(2) 財産台帳を正副3部作成し、1部を事業実施主体又は管理主体が備えるとともに、1部を広域本部等へ、もう1部を施設が所在する市町村に送付するものとする。

4 市町村は、財産台帳の送付があった場合には、台帳に記載された施設を市町村森林整備計画に反映させるなど、施設が活用されるよう広く情報提供に努めるものとする。

5 知事は、事業実施主体又は管理主体に対して施設の管理状況に関する情報の提示を求め、または立入り等により確認をすることができる。

6 事業実施主体又は管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正に管理するとともに、施設を永続的に活用できるよう施設の更新に必要な資金(減価償却引当金)の積立てに努めるものとする。この場合において、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量

ウ 施設の所在

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 使用料に関する事項

ク 施設の償却に関する事項

7 事業実施主体又は管理主体は、施設の導入年度等を明らかにするため、施設の内容に応じ、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に標示するものとする。

(1) 林業専用道(規格相当)又は森林作業道にあっては、事業名、路線名(起点を記入する。)、着工年度、事業実施主体等

(2) その他の施設にあっては、事業名、施設名、導入年度、事業実施主体等

8 施設の移転又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとする

るときは、事業実施主体又は管理主体(当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。以下同じ。)は市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は協議書(別記第17号様式)を局長等に提出し、指示を受けるものとする。

ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合はこの限りでない。

- 9 事業実施主体又は管理主体は、施設の処分をしようとするときは、その旨を市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は、その処分が制限期間以内である場合には、別記様式第18号により知事に申請して承認を得るものとし、それ以外の処分のときは、別記様式第19号により知事に届け出るものとする。
- 10 施設が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体又は管理主体は遅延なく、その旨を市町村長に届け出るものとする。
- 11 市町村長は、前項の届出があった場合は、施設の所在、事業種目、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業実施主体において講じた暫定措置並びに防災・復旧措置等について調査確認し、別記第20号様式に調査意見及び被災写真等を付して、知事に報告するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し、必要な事項を別に定める。

附則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年3月3日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成21年7月10日から適用する。

附則

この要領は、平成21年10月8日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年12月17日から適用する。

附則

この要領は、平成23年12月16日から適用する。

附則

この要領は、平成24年6月20日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成25年6月4日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成26年3月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成27年3月2日から施行し、平成26年度2月補正予算事業から適用する。

熊本県間伐等森林整備促進対策事業交付金事務取扱要領（平成17年12月16日制定）は廃止する。

附則

この要領は、平成27年12月28日から適用する。

附則

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

平成26年度補正熊本県間伐等森林整備促進対策事業（林業専用道整備）実施要領（平成27年2月25日施行）は廃止する。

附則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1) 間伐材の生産	不用木の除去（侵入竹含む） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、積込、その他の付帯施設整備（林内作業場、土場、資器材置場、一時的に使用する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等）に要する経費	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の持続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（以下、熊本県版育成経営体）	(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第3の規定に基づき作成された体質強化・花粉削減計画（以下「花粉削減計画」という。）の参画事業体が実施するものであること (2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。 ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。 イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。 なお、上記ア及びイの取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(10)のイの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。 (3) 1施行地が0.1ha以上であること。なお、1施行地とは原則として接続する区域とする。
		(2) 関連条件整備活動（(1)と一体的に実施）	①対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等森林施業に着手する上で直接必要となる経費	定額		
			②一体的に整備する森林作業道 間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道の整備に要する経費	定額		
			③鳥獣害防止施設の整備 間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止施設の整備に要する経費	定額		

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業						(4) 全ての施行地で搬出を行うこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。 (5) 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採すること。 (6) 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。 (7) 対象森林は、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。ただし、(5) の規定（他の国庫補助事業の場合は (5) と同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上 20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができる。 また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去 5 年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。 (8) 一体的に整備する森林作業道は、熊本県森林作業道作設作設指針（平成 23 年 9 月 26 日付け林振第 621 号農林水産部長通知）の基準を満たすものであること。

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	2 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等及び熊本県版育成経営体	(1) 花粉削減計画の参画事業体が実施するものであること。 (2) 花粉削減計画のうちの原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資するものであること。 (3) 熊本県林業専用道作設指針(令和4年(2022年)3月31日付け林振第29号ー2号林業振興課長通知)の基準を満たすものであること。 (4) 建設事業体(建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けた建設業者)等の参入機会を設ける観点から、本体工事及び調査設計については外部に発注すること。 (5) 路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。 (6) 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)については、日EU・EPA対策として土場と一体的に整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内において、次に定める土場等を一体的に整備するものであること。 ① 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり200㎡以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道(規格相当)開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械(高性能林業機械を含む。以下同じ。)を考慮するものとする。 ② 土場の設置間隔は、採用する作業システム、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。 ア 車両系システムによる場合は、300m～600m イ 架線系システムによる場合は、30m～50m
			②林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)	定額		
			③関連条件整備活動 ①又は②と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	定額		

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業						③ 取付道路については、原則として延長 200m以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。 ④ 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路交通法 24 条の協議を行うものとする。
		(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等及び熊本県版育成経営体	(1) 花粉削減計画の参画事業体が実施するものであること。 (2) 花粉削減計画のうちの原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資するものであることとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は 2 年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。 (3) 熊本県森林作業道作設作設指針（平成 23 年 9 月 26 日付け林振第 621 号農林水産部長通知）の基準を満たすものであること。 (4) 生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
			②関連条件整備活動 ①と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	定額		

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業	1 路網整備	(1) 林業専用道（規格相当）整備	①林業専用道（規格相当）整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1)～(6) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(1) 林業専用道（規格相当）整備に同じ。 (8) スギ人工林伐採重点区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
			②林業専用道（規格相当）整備（施設一体型）	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		
			③関連条件整備活動 ①又は②と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		
		(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1)～(3) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(2) 森林作業道整備に同じ。 (4) スギ人工林伐採重点区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
			②関連条件整備活動 ①と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
林業・木材産業循環成長対策事業	1 間伐材生産	(1) 間伐材の生産	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1) 林業・木材産業循環成長対策等交付金実施要項第2の1の規定に基づき作成された事業構想（以下「事業構想」という。）の参画事業体を実施するものであること。 (2)～(4) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の1の間伐材生産に同じ。 (5) 生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）において行われるものであること。 (6)～(8) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の1の間伐材生産に同じ。 (9) 協定等により、事業構想に記載された木材需要者等に原木の安定供給が可能であるもの。
		(2) 関連条件整備活動	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		

別表 1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採 択 基 準
林業・木材産業循環成長対策事業	2 路網整備	(1) 林業専用道（規格相当）整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1) 事業構想の参画事業体が実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものであること。 (3) ～ (4) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(1)林業専用道（規格相当）整備に同じ。 (5) 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
		(2) 森林作業道整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		(1) 事業構想の参画事業体が実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものであることとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。
		(3) 関連条件整備活動 （(1) 又は (2) と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け）	林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備に着手する上で直接必要となる経費	定額		(3) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(2)森林作業道整備に同じ。 (4) 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。

別表 2 添付書類一覧表

事項 書類一覧 (様式)		事業計画概要書 【第 4 条関係】		事業実施計画 【第 5 条関係】		補助金交付申請 【第 6 条関係】	
		事業実施主体 → 広域本部長	広域本部長 → 農林水産部長	事業実施主体 → 広域本部長	広域本部長 → 農林水産部長	事業実施主体 → 広域本部長	広域本部長 → 農林水産部長
事業実施総括表	別記第 2 号様式	○	○	○	○	○	○
事業計画書	別記第 3 号様式					○	○
施行箇所総括位置図						○	
施業箇所位置図						○	
路網整備線形図						○	
間伐材の取引に係る協定書の写し						○	○
路網整備における森林整備計画表	別記第 4 号様式					○	○
費用対効果分析結果				○	○		
収支予算書	要項別記第 4 号様式					○	○
誓約書	別記第 21 号様式					○	○
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】【事業者向け】)チェックシート						○	○
「環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)(その他民間事業者・自治体等向け)」						○	○

【留意事項】

- 1 施行箇所総括位置図は、縮尺 5 万分の 1 程度の地形図を用い、施行箇所に事業計画書の整理番号を記載したものとする。
- 2 施業箇所位置図は、間伐材の生産を行う時に添付し、森林計画図等縮尺 5 千分の 1 程度の地形図を用い、施行箇所を赤の実線で囲んだものとする。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。
- 3 路網整備線形図は、森林作業道整備(間伐材生産の関連条件整備活動等として行う場合を含む)及び林業専用道(規格相当)整備を行う時に添付し、森

林地地形図等の地形図を用い、線形を赤の実線で記載し、起点及び終点を明示する。また、間伐区域及び実施年度を記入する。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。

- 4 費用対効果分析は、林野公共事業の費用便益分析プログラムを参考に算出するものとする。
- 5 事業実施主体は、上表に示す必要部数を添付するものとする。（例）補助金交付申請時の事業計画や収支予算書は2部、施業箇所総括位置図は1部
- 6 広域本部長とは広域本部（地域振興局）長を示し、熊本市内の事業実施主体にあつては、農林水産部長に提出するものとする。
- 7 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領第1の4の（2）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について第2の3の規定に基づく「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】【事業者向け】）チェックシート」過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもってこれに変えることができるものとする。
- 8 事業実施主体は、別記様式第23号様式-1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式第23号-2の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入のうえ、補助金交付申請に添付するものとする。

別記第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度間伐等森林整備促進対策事業計画概要書
このことについて、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第4条の規定により、別添
のとおり提出します。

間伐等森林整備促進対策事業実施計画書
(事業の内容及び経費の配分)
事業実施計画総括表

事業実施主体:

(単位:円、ha、m、路線、箇所)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量	事業費				予定事業期間			
					計	補助金額 (国費)	市町村費	その他	着手予定 年月日	完了予定 年月日		
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1)間伐材の生産 搬出間伐材積 うち対象施設への供給量										
			1.000 m3									
			1.000 m3									
			小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000				
		(2)関連条件整備活動	①森林調査及び同意取付け		1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000			
				②森林作業道整備		1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇
			小計		1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000			
			③鳥獣害防止施設の整備			1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇
				小計	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000			
				計			12,000	4,000	4,000	4,000		
			2 路網整備	(1)林業専用道 (規格相当)整備	①林業専用道 (規格相当)整備		1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇
	小計	1路線 1.00m				3,000	1,000	1,000	1,000			
	②林業専用道 (規格相当)整備 (施設一体型)				1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
		小計			1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000			
	③林業専用道 (規格相当)整備 (補強)				1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
		小計			1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000			
	④関連条件整備活動				1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
		小計			1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000			
	(2)森林作業道整備	①森林作業道整備			1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000			
		②森林作業道整備 (補強)			1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000			
		③関連条件整備活動			1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.〇.〇	RO.〇.〇	
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000			
				計			21,000	7,000	7,000	7,000		
	合計					33,000	11,000	11,000	11,000			

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。

3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は少数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。

4 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後を記入すること。

路網整備の事業実施計画

決算科目 ○○○○			事業実施手段 ○○○○			メニュー別 提供競争力・人材育成支援等事業						メニュー別 IT整備						事業種目 職業増進(雇創等)整備																	
年度 区分	実行年度 区分	組織名	施設・ 事業 実施 場所 の別	全体計画						年度						当該年度						次年度以降						利用区域 別数	認定支援 組織	森林 経営 計画	備考				
				事業費			事業費			事業費			事業費			事業費			事業費			事業費													
				延床 (㎡)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金等 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	延床 (㎡)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金等 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	延床 (㎡)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金等 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	延床 (㎡)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金等 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	延床 (㎡)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金等 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		
1	○○○	○○○○	運営	3.0	500.00	-	1,000,000	500,000		500,000	2,000	200.00	-	400,000	200,000		200,000	200.00	-	400,000	200,000		200,000	2,000	100.00	-	200,000	100,000		100,000	10.00	10.00		○○○○	
					-																					-									
					-																					-									
					-																					-									
					-																					-									
開設 計					500.00	-	1,000,000	500,000		500,000	2,000	-	400,000	200,000		200,000	200.00	-	400,000	200,000		200,000	2,000	100.00	-	200,000	100,000		100,000	10.00	10.00				
1	○○○	○○○○	撤除	3.0	-	3	1,000,000	500,000		500,000	133,333	200.00	-	1	400,000	200,000		200,000	-	1	400,000	200,000		200,000	400,000	-	1	200,000	100,000		100,000	10.00	10.00		○○○○
					-																					-									
					-																					-									
					-																					-									
					-																					-									
撤除 計							3	1,000,000	500,000		500,000			1	400,000	200,000		200,000		1	400,000	200,000		200,000			1	200,000	100,000		100,000	10.00	10.00		
林業増進(規格相当)整備 計							2,000,000	1,000,000		1,000,000				800,000	400,000		400,000				800,000	400,000		400,000				400,000	200,000		200,000				
関連条件整備活動(調査・研修等の取付等)					1,000.00	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000	500.00	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000.00	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000	-500.00	-	-1,000,000	-500,000	-300,000	-300,000	-300,000				
合計							3,000,000	1,500,000	300,000	1,200,000			1,800,000	900,000	300,000	600,000				1,800,000	900,000	300,000	600,000				-600,000	-300,000	-300,000						

(注) 1 幅員は全幅員を記入すること。

- 職員は5機動で記入すること。
2. 林業専用地（規格相当）の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。
- (1) 施行箇所毎の位置図(5万分の1程度の図を用い、施行箇所上表の番号を記載すること)
 - (2) 施行箇所毎の位置図を基に造林事業補助金交付要綱に準じて作成すること。森林計画図等の地形図に施行路線を青の線で実線で表示すること。なお、起点にIP、終点到EPと記入すること。また、関係区域毎に実施年度毎を記入すること。
 - (3) 森林経営計画の図には、当該計画上の路線を含む森林経営計画の図名を記入すること。
- 施設一休型、補給の別欄は、通常の開設の場合は「通常」、施設一休型の場合は「一休型」、補給の場合は「変更」の場合は、下段に当初、次に、次に変更後の事業費等を記入すること。

事業種目	森林作業道整備
------	---------

(注) 1 開設が間伐等の施業に一定期間先行する場合は、間伐等の施業を行う時期を備考欄に記入すること。

2 森林作業道の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。

(1) 施行箇所総括位置図(5万分の1程度の地図を用い、施行箇所を上表の番号を記載すること)

(2) 施行箇所位置図(熊本県造林事業補助金交付要項に準じて作成することとし、森林計画図等の地形図に路線を赤の実線で表示すること。なお、起点にBP、終点にEPと記入し、間伐区域及び間伐実施年度を記載すること)

3 開設、補強の別欄は、開設の場合は「開設」、補強の場合は「補強」を記入すること。

4 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

年度 間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

記帳本部等 （主として）			事業実施主体 （主として）			メニュー（1） 技術競争力・人材育成基礎強化対策等事業			メニュー（2） 出展材準備			事業種別 出展材の準備			補助金額の上限										備考																			
整理 番号	技委	森林経営 計画番号	林班	小間 林班	大字	字	用途	森林所有者	林種	林齢	林分 方法	事業費 （実額） （%）	5年以内 の間に発生 減価償却 率（%）	関係 の 方法	伐採 率	間伐 の有無	間伐 方法	経費費	先行投資				計	定額償還 （共通投資 費含む）	補助金（共通投資 費含む）				計	補助金額	間出材費（%）			計	技術 人材等 育成 効果 等	技術 人材等 育成 効果 等	備考							
																			共通投資費		関係投資費				社会保険料等		関係投資費				社会保険料等		間出材費											
																			共通 投資 費 金額	関係 投資 費 金額	加算 率	金額			共通 投資 費 金額	関係 投資 費 金額	加算 率	金額			共通 投資 費 金額	関係 投資 費 金額	加算 率					金額	間出材費 率	間出材費 率	間出材費 率			
1	〇〇〇	24-1	00	1	1	〇〇	〇〇	1-1	〇〇〇〇〇〇	杉・ヒノキ	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000	100,000	100,000	1	3					
2	〇〇〇	24-2	00	2	1	〇〇	〇〇	1-2	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000	100,000	100,000							
3	〇〇〇	24-3	00	3	1	〇〇	〇〇	1-3	〇〇〇〇〇〇	杉・ヒノキ	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000									
4	〇〇〇	24-4	00	4	1	〇〇	〇〇	1-4	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000									
5	〇〇〇	24-5	00	5	1	〇〇	〇〇	1-5	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000									
6	〇〇〇	24-6	00	6	1	〇〇	〇〇	1-6	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000									
7	〇〇〇	24-7	00	7	1	〇〇	〇〇	1-7	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育																																
8	〇〇〇	24-8	00	8	1	〇〇	〇〇	1-8	〇〇〇〇〇〇	杉	林齢	成育	1.00	0.00	関係	10%	有	関係	2,000,000	0.0%	160,000	21%	420,000	10%	360,000	2,040,000	300,000	1,000,000	21%	315,000	10%	270,000	2,005,000	2,005,000	300,000									
																			</																									

(注)1 市町村毎に作成すること

[illegible]

2 森林経営計画が作成されていない場合は、森林経営計画の対象となる時期を備考欄に記入すること。

4 旅行方法の欄は、「直営」、「請負」又は「森林所有者等旅行」の別を記入すること

5 開伐の方法の欄は、「列状」又は「束性」の別を記入すること。

7 共通仮設率、現場監督比率及び社会保険料等加算率は、森林

8 補助金額の上限の直接費は、搬出間伐は事業量(実面積)に1ha当たりの定額単価を乗じた額。

9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額とし、千円未満を切り捨てること。

11 搬出材積及び証明書等の欄は、積算の場合に記入すること。

12. 積算の場合は、番号を付加した証明書等を添付し、証明書等に欄には付加した番号を記入すること。

11 チューブ 合板及び実質バイオマス塊の製造工程で発生する直燃排ガスは、式材のホウ酸塩処理 針葉樹材 200 千立方メートル、材質バイオマス 200 千立方メートル。

14. 適宜行を追加すること。

14. 988.15.11.97.375.000.1.0.000.000

(b) 25

25

別記第3号様式の2(第6条、第8条関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等

〇〇〇

事業実施主体

〇〇〇

メニュー①

国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業

メニュー②

間伐材生産

事業種目

関連条件整備活動(森林調査及び同意取付け)

単位:ha、円

整理番号	枝番	事業量 (面積)	実行経費		補助金額の上限		補助金額	備考
			単価	金額	定額単価	金額		
1		1.00	20,000	20,000	18,500	18,500	18,000	
合計		1.00		20,000		18,500	18,000	

- (注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動のうち②対象森林の調査及び同意取付けを実施する場合に作成するものとする。
- 2 市町村毎に作成すること
- 3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること。
- 4 補助金額の上限は、事業量(面積)に定額単価を乗じた額とする。
- 5 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
- 6 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
- 7 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。
- 8 不要な文字は、抹消すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

[illegible]

(注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動のうち森林作業道整備を実施する場合に作成するものとする。

2 市町村毎に作成すること。

3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること

4 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。

5 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

6 事務雑費・工事雑費の額は、事業費に45/1000を乗じて得た額の範囲内とする。

7 補助金額の上限は、路線ごとの開設延長に定額単価(共通仮設費、間接費、工事雑費及び事務雑費を含む。)を乗じた額とする。

8 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。

9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。

10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。

11 不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式の4(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等	〇〇〇	事業実施主体	〇〇〇
-------	-----	--------	-----

メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業
-------	---------------------

メニュー②	間伐材生産	事業種目	鳥獣害防止施設の整備
-------	-------	------	------------

単位:ha、m、円

整理 番号	枝番	施行 方法	防護柵 の種類	事業量		実行経費		補助金額の上限		補助金額	備考
				面積	延長	単価(円/m)	金額	定額単価(円/m)	金額		
1	1	直営	スカート付き	1.00	400	1,400	500,000	710	284,000	284,000	
合計				1.00	400		500,000		284,000	284,000	

- (注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動等のうち③鳥獣害防止施設を実施する場合に作成するものとする。
- 2 市町村毎に作成すること。
- 3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること。
- 4 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
- 5 事業量は、対象森林面積及び施行延長を記入すること。
- 6 補助金額の上限は、事業量(延長)に定額単価を乗じた額とする。
- 7 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
- 8 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
- 9 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経
- 10 不要な文字は、抹消すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等 〇〇〇〇			事業実施主体 〇〇〇〇			メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業							メニュー② 路網整備			事業種目 林業専用道(規格相当)整備				単位:m、箇所、円			
整理 番号	施行箇所 (市町村)	路線名	施行 方法	傾斜 区分	施設一 体型、 補強の 別	幅員	事業量		実行経費						補助金額の上限		補助金額	事業期間		主な工種数量	備考		
							延長	箇所数	本体工事費	測量 及び 試験費	工事雑費	事務雑費	計	1m当たり単価	定額単価	金額		測量及び試験 着手日 完了日	本体工事 着手日 完了日				
1	〇〇〇	〇〇〇	請負	A	一体型	3.5	500.00	-	16,000,000	500,000	1,000	1,000	16,502,000	33,004	32,000	16,000,000	16,000,000	R6.6.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.12.1	切土500m3	
								-															
								-															
								-															
								-															
開設 計							500.00						16,502,000			16,000,000	16,000,000						
1	〇〇〇	〇〇〇	請負	-	補強	3.5	-	1	500,000	100,000	1,000	1,000	602,000	-	-	-	-	R6.6.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.12.1	路面工100m	
				-			-							-	-	-	-						
				-			-							-	-	-	-						
				-			-							-	-	-	-						
				-			-							-	-	-	-						
補強 計								1					602,000			1,600,000	602,000						
林業専用道(規格相当)整備 計													17,104,000			17,600,000	16,602,000						
関連条件整備活動(調査・同意の取付)							500.00	-	-	-	-	-	500,000	1,000	2,000	1,000,000	500,000	-	-	R6.9.1	R6.12.1	-	
合計													17,604,000			18,600,000	17,102,000						

(注)1 本表は、路網整備のうち林業専用道(規格相当)整備を実施する場合に作成するものとする。
2 市町村毎に作成すること。
3 施行方法の欄は、「直営」、「共同」、「請負」の別を記入すること。
4 傾斜区分欄は、A(15度未満)、B(15度以上25度未満)、C(25度以上)の別を記入すること。ただし、補強の場合は記入を要しない。また、「開設」、「補強」毎に計をとること。
5 施設一体型、補強の別欄は、通常の開設の場合は「通常」、施設一体型の場合は「一体型」、補強の場合は「補強」を記入すること。
6 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。
7 補助金額の上限は、傾斜区分ごとの作設延長に1メートル当たりの定額単価を乗じた額とする。ただし、補強の場合は、事業実施主体の開設に係る補助金額の合計額の10%以内を補助金額の上限とする。
8 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。
11 不要な文字は、抹消すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等 〇〇〇〇			事業実施主体 〇〇〇〇			メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業						メニュー② 路網整備		事業種目 森林作業道整備					単位:m、箇所、円					
整理 番号	施行箇所 (市町村)	路線名	施行 方法	開設 補強 の別	幅員	事業量		直接費	実行経費						補助金額の上限		事業期間		主な工種 数量	備考				
						延長	箇所数		共通仮 設費率	金額	開設費		加算率	金額	事務雑費 工事雑費	計	1m当たり 単価	定額単価			金額	補助金額	着手日	完了日
											現場監督費 率	金額												
1	〇〇〇	〇〇〇	直営	開設	3.0	500	-	1,000,000	8.4%	84,000	21%	210,000	18%	180,000		1,474,000	2,948	2,000	1,000,000	1,000,000	R6.5.1	R6.12.1	切土200m3	
						-	-																	
						-	-																	
						-	-																	
						-	-																	
						-	-																	
開設 計						500									1,474,000			1,000,000	1,000,000					
1	〇〇〇	〇〇〇	直営	補強	3.0	-	1	50,250	8.4%	4,221	21%	10,552	18%	9,045	1,000	75,068	-	-	-	-	R6.5.1	R6.12.1	路盤工20m	
						-	-										-	-	-	-				
						-	-										-	-	-	-				
						-	-										-	-	-	-				
						-	-										-	-	-	-				
補強 計							1									75,068			100,000	75,000				
森林作業道整備(開設+補強)																1,549,068			1,100,000	1,075,000				
関連条件整備活動						500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,050,000	2,100	2,000	1,000,000	1,000,000	R6.5.1	R6.12.1	-	
合計																2,599,068			2,100,000	2,075,000				

(注)1 本表は、路網整備のうち森林作業道整備を実施する場合に作成するものとする。
2 市町村毎に作成すること。
3 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
4 開設補強の別欄は、「開設」、「補強」の別を記入すること。また、「開設」、「補強」毎に計をとること。
5 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。
6 事務雑費・工事雑費の額は、直接費と共通仮設費と開設費の合計額に45/1000を乗じて得た額の範囲内とする。
7 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
8 補助金額の上限は、路線ごとの開設延長に定額単価を乗じた額とする。ただし、補強の場合は、事業実施主体の開設に係る補助金額の合計額の10%以内を補助金額の上限とする。
9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。
11 不要な文字は、抹消すること。

熊本県知事 様

住所	熊本市水前寺六丁目18-1
(申請者)	
氏名	株〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

年度 間伐等森林整備促進対策事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、 年度事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条及び熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7条第2項の規定に基づき申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業種目	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (円)	予定事業期間		直営 共同 請負 の別	備考
			着手 年月日	完了 年月日		
林業専用道(規格相当)(施設一体型)整備	100.00m	1,000,000	R6.6.1	R6.6.2	請負	

- Ⅰ 1 路網整備にあつては、1行に1路線を記入することし、適宜行を追加すること。また、備考欄に路線名を記入すること。
- 2 着手の条件
- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これの損失は事業実施主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

熊本県知事様

(申請者)住所氏名

熊本市水前寺六丁目18-1

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

年度 間伐等森林整備促進対策事業 林業専用道整備(規格相当)進捗状況報告(月分)

このことについて、 月末時点の進捗状況を下記のとおり報告します。

記										
(単位:m、円)										
路線名	延長	事業費	補助金	契約日 (契約予定)	工期	契約額	進捗 (%)	支払済額	請負者	備考
〇〇〇	1,000.00	1,000,000	500,000	R6.6.1	始 終 変 R6.6.2 R6.11.30	500,000	20	300,000	〇〇〇	
					始 終 変					
					始 終 変					
					始 終 変					
					始 終 変					
合計	1,000.00	1,000,000	500,000			500,000		300,000		

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(申請者) 住所 熊本市水前寺六丁目18-1
氏名
(株)〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

年度 間伐等森林整備促進対策事業(林業専用道(規格相当)整備)着工協議書

年 月 日付け森整第 号で交付決定のあったこのことについて、下記のとおり本体工事に着工したいので、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7条第4項の規定に基づき協議します。

記

路線名	幅員 (m)	作設延 長 (m)	設計額 (円)	単価 (円/m)	予定 工期	直営 共同 請負 の別	備考
〇〇〇	3.0	1,000.00	1,000,000	1,000	R6.6.1～R6.11.30	直営	
計		1,000.00	1,000,000				

- (添付書類)
- 1 設計書図書
 - 2 林業専用道チェックリスト(別記第9号様式の1)

林業専用道チェックリスト

路線名：

場所(林小班)：

確認月日： 年 月 日

確認者：

区分	チェック項目	確認	備考(検討・改善事項が必要な箇点番号、意見・理由等)
1 路線選定	① 森林施業ポイントや将来の森林作業道との分岐点等を考慮して選定されているか(森林へのアクセス機能が確保されているか)		
	② 地形・地質の安定している箇所を通過するように選定されているか		
	③ 線形は地形に沿った屈曲線形、波形勾配となっているか(直線区間が長すぎないか)		
	④ 拉幅量の大きい小半径の曲線が連続していないか(地形条件に応じた曲線半径となっているか)		
	⑤ 長大な切土及び盛土の区間が連続していないか		
	⑥ 切土、盛土の土工量が均衡かつ最小のものとなっているか		
	⑦ 土構造を基本とし、擁壁等の工作物の設置は、できるだけ抑制しているか		
	⑧ 沢の横断をできる限り回避する線形となっているか		
	⑨ 支障木の伐間幅は必要最小限となっているか		
	⑩ 傾斜区分は当初計画のとおりか		
2 規格・構造	① 車道幅員や路肩副員は適切か		
	② 屈曲部については、拉幅量、土工量、工作物の設置など現地状況を踏まえ、設計されているか		
	③ 縦断勾配は、路面侵食等を防止するためにできる限り緩勾配とするよう設計されているか		
	④ 縦断勾配が急な場合は、路面侵食等を防止できる構造となっているか		
	⑤ 山土地などの林業作業用施設は、沿線の森林施業の状況、森林作業道の分岐点等を考慮して設けられているか		
	⑥ 交通安全施設等を設置する場合は必要最小限のものとなっているか		
3 数量計算	数量計算は、設計図等に基づき、設計積算等に必要な工種・工法等別の数量が算出されているか		
4 切土	① 切土のり面勾配は土質条件に応じた適切な勾配となっているか		
	② 切土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か		
	③ 切土のり面整形を行う場合、その理由は適切か		
5 盛土	① 盛土のり面勾配は適切な勾配となっているか		
	② 盛土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か		
6 残土	① 残土の発生を抑制しているか		
	② 残土処理の箇所及び方法は適切か		
7 法面保護工	① 切土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か		
	② 切土のり面保護工を実施する場合の工法は適切なものを選定しているか		
	③ 盛土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か		
	④ 盛土のり面保護工を実施する場合の工法は適切なものを選定しているか		
8 路盤工	① 路盤厚は、路床の強度、既往の実績等を基に決定されているか		
	② 路盤材は、適切な材料が選択されているか		
	③ 現地発生材を有効に活用しているか(使用しない場合の理由は適切か)		
	④ 急勾配のため路面侵食が発生するおそれがある場合、路面の安定処理を行う設計となっているか		
9 構造物の選定	① 構造物を設置する場合は、地形・地質等からみて適切か		
	② 構造物を設置する場合は、コスト比較等を行い適切な工種・工法が選定されているか		
	③ 柵工等の設計は、木製の工種・工法が検討されているか		
10 排水施設	① 排水は、波線線形等による地形条件を利用した分散処理する設計となっているか		
	② 横断排水工の設置場所、設置間隔は適切に選定されているか		
	③ 横断排水工は、簡易な資材等により設計されているか		
	④ 側溝を設置する場合は、素堀の設計となっているか		
	⑤ 排水先は洗掘防止等の対策をとっているか		
11 その他	森林法、河川法等の関係諸法令に係る必要な手続きが認識されているか		

(注) 1 確認欄は、チェック項目(林業専用道設計指針(案))に沿っているかを確認し「✓」を記入する。項目の該当がない場合は「一」を記入する。
2 備考欄には、指針に沿っている場合のほか、一部沿っていない場合、沿っていない場合等の内容や改善方法等を記入する。
3 各区分におけるチェック項目は、必要に応じ適宜追加する。

番 号
年 月 日

事業実施主体名 様

熊本県知事 印

年度間伐等森林整備促進対策事業(林業専用道(規格相当)整備)着工承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて承認します。
つきましては、関係規程に基づき適正に事業を実施してください。

間伐等森林整備促進対策事業完了報告書
(事業の内容及び経費の配分)
事業完了総括表

事業実施主体:

(単位:円、ha、m、路線、箇所)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量	事業費				事業期間		
					計	補助金額 (国費)	市町村費	その他	着手 年月日	完了 年月日	
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1)間伐材の生産 搬出間伐材積 うち対象施設への供給量									
			1.000 m3								
			1.000 m3								
			小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000			
		(2)関連条件整備活動	①森林調査及び同意取付け		1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000		
			②森林作業道整備		1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000		
			③鳥獣害防止施設の整備		1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000		
	計				12,000	4,000	4,000	4,000			
	2 路網整備	(1)林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備		1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000		
			②林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)		1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000		
			③林業専用道(規格相当)整備(補強)		1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000		
			④関連条件整備活動		1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000		
		(2)森林作業道整備	①森林作業道整備		1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000		
			②森林作業道整備(補強)		1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000		
			③関連条件整備活動		1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.O.O	RO.O.O
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000		
計				21,000	7,000	7,000	7,000				
合計				33,000	11,000	11,000	11,000				

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。

3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は少数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。

別記第10号様式(第9条第3項関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

間伐等森林整備促進対策事業事業中間検査依頼書

年 月 日付け森整第 号で交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業について、別添の事業箇所については現地施業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第9条第3項の規定に基づき中間検査をお願いします。

記

提出書類

- 1 事業実施完了総括表(別記第11号様式)
- 2 事業精算書(別記第4号様式)
- 3 事業着手前及び事業完了後の写真(遠景及び近景写真)

〇〇 年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査復命書

〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで、〇〇 年度 間伐等森林整備促進対策事業のしゅん工(中間)検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙検査調書(別紙検査野帳)のとおりでしたので、復命します。

記

								事業実施主体		施行市町村	
								〇〇〇		〇〇〇	
メニュー①	メニュー②	事業種目	現地検査件数			書類検査(申請)					備 考
			抽出	全筆	計	件数	間伐面積 (ha)	森林調査及び 同意取り付け (ha)	森林作業道 整備 (m)	防護柵延長 (m)	
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	間伐材生産	間伐材の生産	1	1	2	2	2.00	2.00	1,000	1,000	
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
合 計			1	1	2	2	2.00	2.00	1,000	1,000	

〇〇 年 月 日

検査員 職名

氏名

印

熊本県知事 様

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第12号様式の2(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等	〇〇〇
-------	-----

事業実施主体	〇〇〇
--------	-----

メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業
-------	---------------------

メニュー② 間伐材生産

事業種目	関連条件整備活動(森林調査及び同意取付け)
------	-----------------------

単位:ha、円

[illegible]

別記第12号様式の3(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等	〇〇〇
-------	-----

事業実施主体	〇〇〇
--------	-----

メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業
-------	---------------------

メニュー②	路網整備
-------	------

事業種目	森林作業道整備(関連条件整備活動)
------	-------------------

単位:m、円

[illegible]

[illegible]

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等	〇〇〇	事業実施主体	〇〇〇
メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業		
メニュー②	間伐材生産	事業種目	鳥獣害防止施設の整備

[illegible]

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調査書

広域本部等 〇〇〇〇			事業実施主体 〇〇〇〇			メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業				メニュー② 路網整備			事業種目 森林作業道整備				単位:m、箇所、円										
整理 番号	施行箇所 (市町村)	路線名	施行 方法	開設 補強 の別	幅員	事業量		直接費	実行経費				計	1m当たり 単価	補助金額の上限		補助金額	事業期間		主な工種 数量	備考	書類 検査	現地 検査	検査 台否			
						延長	箇所数		共通仮設費		現場監督費				社会保険料等			事務雑費 工事雑費	定額単価						金額	着手日	完了日
									共通仮 設費率	金額	現場監 督費率	金額			加算率	金額											
1	〇〇〇	〇〇〇	直営	開設	3.0	500	-	1,000,000	8.4%	84,000	21%	210,000	18%	180,000	1,474,000	2,948	2,000	1,000,000	1,000,000	R6.5.1	R6.12.1	切土200m3		〇	〇	合	
							-																				
							-																				
							-																				
							-																				
							-																				
							-																				
開設 計						500								1,474,000			1,000,000	1,000,000									
1	〇〇〇	〇〇〇	直営	補強	3.0	-	1	50,250	8.4%	4,221	21%	10,552	18%	9,045	1,000	75,068	-	-	-	-	R6.5.1	R6.12.1	路盤工20m		〇	〇	合
							-									-	-	-	-								
							-									-	-	-	-								
							-									-	-	-	-								
							-									-	-	-	-								
補強 計							1								75,068			100,000	75,000								
森林作業道整備(開設+補強)															1,549,068			1,100,000	1,075,000								
関連条件整備活動						500	-	-	-	-	-	-	-	-	1,050,000	2,100	2,000	1,000,000	1,000,000	R6.5.1	R6.12.1	-				別様式	
合計															2,599,068			2,100,000	2,075,000								

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査野帳

事業実施主体	〇〇〇〇		確認	〇	施行市町村	〇〇〇〇		確認	〇
メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業		確認	〇	メニュー②	間伐材生産		確認	〇
整理番号	1		確認	〇	枝 番	1		確認	〇
林 班	25	林班	確認	〇	小 班	1	小班	確認	〇
事業実施者	〇〇〇〇		確認	〇	森林所有者	〇〇〇〇		確認	〇
作業種類	間伐材の生産		確認	〇	樹 種	スギ・ヒノキ		確認	〇
林 齢		年	確認	〇	実面積	10.00	ha	確認	〇
実施率	90%		確認	〇	搬出間伐面積	9.00	ha	確認	〇
間伐前成立本数	1,000	本／ha	確認	〇	伐採本数	300	本／ha	確認	〇
間伐の方法	列状		確認	〇	搬出方法	車両系		確認	〇
搬出材積・haあたり	1,000.000m3	100m3/ha	確認	〇	防護柵種類・延長	スカート付き	100m	確認	〇
森林経営計画	R5-1		確認	〇	森林経営計画作成予定時期	-		確認	-
社会保険等率	21.0	%	確認	〇	現場監督率	18.0	%	確認	〇
検査年月日	年 月 日				備 考			確認	
検査員	職 名	参事	氏名	〇〇 〇〇					
立会人									
検 査 記 録									
間 伐	間伐の適否		確認	適	間伐方法の適否		確認	適	
	搬出方法の適否		確認	適	適用材積の適否		確認	適	
	伐採率	30%	確認	適					
防護柵	防護柵設置の適否		確認	適	防護柵種類の適否		確認	適	
	被害状況の適否		確認	-					
備 考									

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査野帳(森林作業道)

事業実施主体	〇〇〇〇〇		確認	〇	施行市町村	〇〇〇	確認	〇
メニュー①	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業		確認	〇	メニュー②	間伐材生産	確認	〇
整理番号	1		確認	〇	枝番	1	確認	〇
路線名	〇〇〇〇線						確認	〇
起点林班	1	林班	起点小班	12		小班	確認	〇
終点林班	10	林班	終点小班	33		小班	確認	〇
事業実施者	〇〇〇〇〇		確認	〇	森林所有者	〇〇 〇〇	確認	〇
作業種類	開設		確認	〇	直営請負の別	直営	確認	〇
延長	100	m	確認	〇	幅員	3.0 m	確認	〇
森林経営計画等	R5-1		確認	〇	森林経営計画作成予定時期	—	確認	—
検査年月日	年 月 日							
検査員	職名	参事	氏名	〇〇 〇〇				
立会人	〇〇〇〇〇森林組合 職名 〇〇 氏名 〇〇 〇〇							
検 査 記 録								
(1)路体検測結果								
項 目	検査地点及び検査結果				項 目			
1 延長 (測点間距離)	No2～No3			確認	適	(曲線半径)		
2 幅員 法長 法勾配	No2			3 縦断勾配	No2～No3			
	No2							
	No2							
				確認				
(2)工種別検査結果								
工 種	検査地点及び検査結果				(3)構造物の検査結果			
1 法面整理 (緑化工)	No2			確認	適	1 さく孔		
2 敷砂利	No2～No3			確認	適	2 裏堀		
3 石積工				確認		3 抜石		
4 簡易土留工				確認		4 根堀		
5 排水工				確認		5 反発強度		
6 かご工等				確認		6		
7				確認		7		
備 考								

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

間伐等森林整備促進対策事業実績書
(事業の内容及び経費の配分)
総 括 表

事業実施主体名:

(単位:円、ha、m、路線、箇所)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量		事業費				事業期間	
						計	補助金額 (国費)	市町村費	その他	着手 年月日	完了 年月日
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生	(1)間伐材の生産	搬出間伐材積 うち対象施設への供給量	m3	1.00ha	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1.00ha	1.100	500	100	500		
					1.00ha	1.100	500	100	500		
					小計	1.00ha 1.00ha 1.00ha	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
		(2)関連条件整備活動	①森林調査及び 同意取付け		1.00ha	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1.00ha	1.100	500	100	500		
					1.00ha	1.100	500	100	500		
					小計	1.00ha 1.00ha 1.00ha	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
			②森林作業道整備		1路線 1m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1路線 1m	1.100	500	100	500		
					1路線 1m	1.100	500	100	500		
					小計	1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
		③鳥獣害防止施設 の整備		1.00ha 1m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	
				1.00ha 1m	1.100	500	100	500			
				1.00ha 1m	1.100	500	100	500			
				小計	1.00ha 1.00ha 1.00ha	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100			500 500 500
		計					4.400 4.400 4.400	2.000 2.000 2.000	400 400 400	2.000 2.000 2.000	
	2 路網整備	(1) 林業専用道 (規格相当) 整備	①林業専用道 (規格相当)整備		1路線 1.00m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1路線 1.00m	1.100	500	100	500		
					1路線 1.00m	1.100	500	100	500		
					小計	1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
			②林業専用道 (規格相当)整備 (施設一体型)		1路線 1.00m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1路線 1.00m	1.100	500	100	500		
					1路線 1.00m	1.100	500	100	500		
					小計	1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
			③林業専用道 (規格相当)整備 (補強)		1路線 1箇所	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
					1路線 1箇所	1.100	500	100	500		
					1路線 1箇所	1.100	500	100	500		
					小計	1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100		
④関連条件整備活動			1路線 1.00m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇		
			1路線 1.00m	1.100	500	100	500				
			1路線 1.00m	1.100	500	100	500				
			小計	1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100			500 500 500	
(2) 森林作業道 整備		①森林作業道整備		1路線 1m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	
				1路線 1m	1.100	500	100	500			
				1路線 1m	1.100	500	100	500			
	小計			1路線 1路線 1路線	1.100 1.100 1.100	500 500 500	100 100 100	500 500 500			
	②森林作業道整備 (補強)		1路線 1箇所	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇		
			1路線 1箇所	1.100	500	100	500				
			1路線 1箇所	1.100	500	100	500				
③関連条件整備活動		1路線 1m	1.100	500	100	500	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇			
		1路線 1m	1.100	500	100	500					
		1路線 1m	1.100	500	100	500					
計					7.700 7.700 7.700	3.500 3.500 3.500	700 700 700	3.500 3.500 3.500			
合計					12.100 12.100 12.100	5.500 5.500 5.500	1.100 1.100 1.100	5.500 5.500 5.500			

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。
2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。
3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は小数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。
4 繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

出 来 高 調 書											
メニュー	事業種目		事業量 ha,m、路線、箇所	総事業費 円	補助金額(A) 円	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A)-(B+C) 円	事業完了 予定年月日
						補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %		
花粉の 少ない 森林へ の転換 促進緊急 総合対 策事業	1 間伐材生産										
	(1) 間伐材の生産		1,000.00ha	1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%		R〇.〇.〇
	(2) 関連条件整備活動	①森林調査及び同意取り付け	2.00ha								
		②森林作業道整備	1路線 1,000m								
		③鳥獣害防止施設の整備	1,000.00ha 1,000m								
	計			1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%		
	2 路網整備										
	(1) 林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	1路線 1,000.0m								
		②林業専用道(規格相当)整備 (施設一体型)	1路線 1,000.0m								
		③林業専用道(規格相当)整備 (補強)	1路線 1箇所								
		④関連条件整備活動	1路線 1,000.0m								
	(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	1路線 1,000m								
		②森林作業道整備 (補強)	1路線 1箇所								
		③関連条件整備活動	1路線 1,000m								
	計										
	合 計			1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%		

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日
職名 氏名

林業専用道台帳											索引番号												
											路線名												
(林道台帳兼用第2号様式の1)																							
台帳整理番号		幹、支、分線名		林道網記入番号		種類及び区分		台帳登録年月日		年 月 日		林道管理者名											
路線名		幹 線 名		基 幹 道 管 理 道 支線分線 専用道 (規格相当) 施 業 道		自動車道 2 級 軽 車 道		奥 地 そ の 他		国有林林道との関係				位 置									
										併用林道區定の有無													
										有 無				起 点									
										峠越連絡林道の維持管理、災害復旧等の協定の有無													
										有 無				終 点									
過疎市町村名		年 月 日		振山市町村名		年 月 日		半島市町村名		年 月 日													
指定年月日		年 月 日		指定年月日		年 月 日		指定年月日		年 月 日													
全 体 計 画								利 用 区 域 内 の 状 況															
年度 現在	総延長 (m)	幅員 (m)	現況及び計画		地 域 森 林 計 画	森林経営計画 (森林施業計画)	区分	利 用 区 域 内 の 森 林 資 源			その他面積		利用区域内の森林資源のうち法令に基づく制限等の区分及び面積										
			延長 (m)					面 積 (h a)		蓄積 (m ³)		区分			面積								
			現況	計画				針葉樹	広葉樹	計	針葉樹					広葉樹	計						
							民 有 林																
							(分収造林) 国 有 林																
							官 行 造 林																
							計																
林道台帳の状況																							
起 点 側 接 続 道 路						終 点 側 接 続 道 路						利用区域内の人家等		交通災害保険加入状況									
路線名		幅員(m)		延長(km)		道路の種類		管理者名		路線名		幅員(m)		延長(km)		道路の種類		管理者名		人 家 (戸)		保険の種類	
																				公 共 用 建 物 (箇所)		保 険 会 社 の 名 称	
																				その他		加入年月日	
																						平成 年 月 日 平成 年 月 日	
摘 要			利用伐期齢以上の立木の蓄積 : m3																				

※この台帳は、民有林林道台帳について(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)を準用した様式であるため、作業道として作設する林業専用道(規格相当)については、該当する項目について記載すること。

[illegible]

書 番	引 号	
路 線 名	〇〇〇〇線	

(林道台帳準用第4号様式の1)

林業専用道台帳

平 面 見 取 図

市町村管内図程度の縮尺の図面に台帳に記載する林道を表示した図面を添付する。

索 番	引 号	
路 線 名		〇〇〇〇線

(林道台帳準用第5号様式)

林業専用道台帳

平 面 図

最終設計の平面図を添付する。

台帳整理番号：
図面番号：

作成年月日：
作 成 者：

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設の増改築等について(協議)
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設について、下記のとおり増改築したいので協議します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 増改築しようとする理由
- 3 増改築の内容

(1)取得施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	交付金額 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量			

(2)増改築の計画

増改築の内容	増改築 の予定 年月日	事業内容			事業費 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量		

(注) 1 増改築の内容は、増築、改築、模様替え、移転等に分けて記載すること。
2 増改築の計画図面等を添付すること。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について(申請)

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

1 事業主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得 年月日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	交付金額 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量			

(2) 処分計画

処分 内容	処分 予定 年月日	処分の 相手方	事業内容			事業費 (千円)	処分価格 (千円)	備考
			工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分するのでお届けします。

記

1 事業主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得 年月日	事業種 目	事業内容			事業費 (千円)	交付金 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(2) 処分計画

処分 内容	処 分 予 定 年月日	処分の 相手方	事業内容			事業費 (千円)	処分価 (千円)	備考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の災害報告
について
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設が、(災害の原因)により被災した
ので報告します。

記

1 被災施設の概要

(1) 事業種目

(2) 事業主体名

(3) 施設の所在地

(4) 構造及び規模

(5) 事業費(全体事業費及び交付額)

(6) 取得年月日

2 災害の概要

(1) 災害の原因

(2) 被災の程度及び被害額

3 復旧計画等

(1) 応急措置

(2) 復旧計画

- (注) 1 被害額は、施設等の再取得価額又は復旧額を記載すること。
2 復旧計画は、復旧に要する資金の取得方法(自己資金、融資、補助等)や復旧
が完了する見込みの時期等を記入すること。
3 被害状況写真を添付すること。

別記第21号様式（別表2 関係）

年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者) 氏名

誓約書

〇〇〇〇（申請者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

(申請者)

氏名

〇〇 年度間伐等森林整備促進対策事業 完了届
〇〇 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業に
ついて、事業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第8条第1号の規定に基づき届け
出ます。

記

(添付資料)

- (1) 事業完了総括表(別記第9号様式)
- (2) 事業精算書(別記第3号様式)
- (3) 着手前、完了後の写真

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

Ver1.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、 施業等）に努める	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

Ver1.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		○:実施

		×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施

		×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	